

糸満市選挙運動費用収支報告書閲覧規程

令和8年7月2日
選挙管理委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第192条第4項の規定に基づき、報告書（法第189条に規定する報告書であって、糸満市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出されたものをいう。以下同じ。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 報告書の閲覧をしようとする者は、選挙運動費用収支報告書閲覧申請書（別記様式）を委員会に提出しなければならない。

(閲覧の場所)

第3条 報告書の閲覧は、糸満市選挙管理委員会事務局の事務室内又は委員会の定める場所において行わなければならない。

(閲覧の日時)

第4条 報告書の閲覧は、糸満市の休日を定める条例（平成3年条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆、改ざんその他の行為をしないこと。
- (2) 報告書を所定の場所から持ち出さないこと。
- (3) 写真撮影、ビデオ撮影、複写その他これらに類する行為（筆写を除く。）を行わないこと。
- (4) 委員会の事務局職員の指示に従うこと。

(閲覧の停止等)

第6条 委員会は、閲覧者が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年7月2日から施行する。